

報 告 書

平成27年2月20日

八幡浜市上下水道使用料等検討委員会



平成27年2月20日

八幡浜市長 大城 一郎 様

八幡浜市上下水道使用料等検討委員会

会 長 高 橋 忍



八幡浜市上下水道使用料等の改定について(報告)

平成26年11月10日に意見を求められた標記の件について、本委員会において慎重に審議を進めた結果、健全な事業運営及び受益者負担の観点から、使用料等の改定を実施する必要があるとの結論を得ましたので、総意をもって別紙のとおり報告します。

市民生活や経済活動を支える重要なライフラインである上下水道は、事業を開始して以降、経年による老朽化対策や大規模地震に備えた耐震化対策など、施設の改築更新に多額の費用が必要となっている。

しかし、近年の少子高齢化による人口減少に加え節水器具の普及により、使用水量、料金収入ともに減少傾向にあり、上下水道事業は、経営努力だけでは改善できない厳しい状況となっている。

水道事業は、平成28年度以降、簡易水道事業との統合により事業は拡大するものの、耐用年数を迎える多くの老朽化施設も受け入れることになるが、それに見合った料金収入を見込むことができない。下水道事業に至っては、経費回収に一般会計から多額の繰入金が必要とすることから、当市の財政を逼迫させる要因の一つとなっている。

当委員会は、このような現状を踏まえ、将来の事業収支の予測、経費削減や増収に向けた経営改善努力及び県内他市町の状況など、経営にかかる各種資料をもとに説明を受け、適正な事業運営と料金のあり方について、質疑、意見交換を行い、合理性、妥当性並びに公平性の点から慎重に議論を重ねた結果を次のとおり報告する。

1 水道料金・下水道使用料の改定について

(1) 水道料金の改定について

水道事業は企業会計で、給水にかかる費用は水道料金で賄うことが原則である。現行の水道料金では、平成29年度以降において当期損失の発生が予想され、今後、必要となる耐震化等の更新費用としての財源確保ができないことから、早期に経営の健全化を図る必要がある。

改定率は、7%、10%、13%の3案が提示され、更新等のための安定した財源を確保する観点から13%が必要との意見もあったが、現在の社会情勢等を考慮し、10%が適当である。

(2) 下水道使用料の改定について

① 公共下水道使用料の改定について

公共下水道事業は、下水道整備の促進と適切な維持管理を図るため、雨水処理経費など本来行政が負担すべきもの以外

の経費については、受益者である下水道使用者が負担することが原則であり、処理原価に見合った適正な使用料を設定しなければならない。

現行使用料では、今後の施設改築更新費用の増大により経費回収率は低下し、一般会計からの繰入金は毎年約3億円を必要とすることから、収支計画に基づき繰入金を減額し、安定した下水道サービスを提供するためにも、使用料の改定を行い、下水道財政の健全化を図る必要がある。

改定率は、4.3%、8.5%、11.2%、12.6%、14.6%、16.7%の6案が提示されたが、県内他市町との比較及び改定状況並びに現在の社会情勢を考慮し、使用料の適正化に向けた考え方として総務省が示す、ひと月の使用水量20m³が3,000円となる11.2%が適当である。

② 戸別合併処理浄化槽使用料及び小規模下水道使用料の改定について

戸別合併処理浄化槽整備事業は、事業の普及に比例して施設の修繕費用の増加が予想される。また、小規模下水道事業は、漁業集落における施設の老朽化に伴う改築更新費用が増加し、また高齢化率が高く、今後の使用料収入の増収が見込めない。

事業の健全化を図るためには、現行より高く使用料を設定し、支出に見合う使用料収入を確保する必要があるが、現在の使用料が、維持管理経費を戸別の使用者等が負担するという趣旨から、公共下水道使用料に比べ高く設定されており、料金間の均衡を図ることが望ましく、県内他市町との比較及び地域の状況を考慮し、現行使用料を据え置くことが適当である。

(3) 料金体系のあり方について

上下水道料金は、経営を円滑に運営するための根幹を成すものであり、料金体系のあり方については、受益と負担の適正化や社会経済情勢への対応など、様々な観点から決定されるべきと考える。

当市では、使用水量に応じて単価が高くなる、逓増型従量料金制度を採用しているが、全国的には市民の負担を公平にする観点

から、逡増率の緩和に向かう流れであり、当市においても、今回の改定案で逡増率の高い101 m³以上を廃止することが適当である。

2 料金の改定時期及び算定期間について

(1) 料金の改定時期

消費税等の増税や公共料金の値上げにより、市民生活は厳しい状況にあり、適切な周知期間をおいて改定することが適当である。

(2) 料金の算定期間

算定期間については、上下水道料金は日常生活に密接した公共料金であることから、一定期間における事業運営に必要な経費を適正に把握する必要があるため、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

また、今後の見直しについても、当市の実情を考慮し、上下水道事業の進捗に合わせた財政計画のもと、社会情勢の変化に対応できるよう、引き続き3年毎に見直すことが望ましい。

3 附帯意見

景気の浮揚がいまだ確かなものとならず、段階的な消費税等の増税を控えた時期での水道料金・下水道使用料の改定は、使用者へ新たな負担増となるため、上下水道事業者にあつては、今回の改定後も、更なる経営の合理化、効率化など、一層の経営の健全化に努めることが前提となるので、次の事項を附帯意見として要望する。

(1) 市民への周知について

上下水道料金の値上げは、市民生活に直結するため、上下水道事業を円滑に推進できるよう、上下水道の役割、事業の財源が料金収入や税金によって賄われている実情等について、広報やホームページ等で積極的に情報を公開し、市民の理解が得られるように努められたい。

(2) 接続率の向上について

公共下水道が整備されても、整備した区域すべての家庭や事業

所に接続してもらわなければ、公共下水道は、地域の川や海などの水環境を守り、市民の衛生的な生活環境を守るという目的を果たすことができない。

公共下水道が整備された区域の建物所有者は、供用開始の告示の日から3年以内に接続するよう、下水道法で義務付けられている。

八幡浜、真穴処理区は整備を完了し、保内処理区が平成28年度末の整備完了を予定しているとのことだが、整備後は、供用開始区域で説明会を実施し早期接続促進に努められたい。

また、未接続が続いている世帯に対しては、戸別訪問等の接続依頼を計画的に実施するほか、現在の社会状況に即した助成制度について調査、検討し、接続率の向上に努められたい。

上下水道事業は、安心して安全な水を安定的に供給すること、日常生活等から排出される汚水を収集、浄化して、市民の衛生的で快適な生活環境や川や海などの水環境を守ることを使命としている。

今後の社会経済情勢の変化に伴い、上下水道は、地域の持続する発展を支える社会基盤として、より効率的な経営、より高機能な施設への改築、更新への事業展開が求められる。

これからも長期的な視点に立ち、市民に信頼される上下水道となるよう努力されるとともに健全な経営を維持し、今後とも市民の良質な生活に寄与されたい。

◎上水道料金比較表

| 一般用 | 基本料金 | | 9 m ³ ~20 m ³ | | 21 m ³ ~50 m ³ | | 51 m ³ ~100 m ³ 51 m ³ ~(改定後) | | 101 m ³ ~ | |
|-------|------------------------------------|--------|-------------------------------------|-----|--------------------------------------|-----|---|-----|----------------------|----|
| | 0 m ³ ~8 m ³ | | 現行 | 改定 | 現行 | 改定 | 現行 | 改定 | 現行 | 改定 |
| | 現行 | 改定 | | | | | | | | |
| 13mm | 1,050 | 1,200 | 143 | 160 | 182 | 210 | 254 | 283 | 320 | — |
| 20mm | 1,050 | 1,300 | | | | | | | | |
| 25mm | 1,160 | 2,500 | | | | | | | | |
| 30mm | 1,440 | 3,000 | | | | | | | | |
| 40mm | 2,210 | 5,000 | | | | | | | | |
| 50mm | 3,540 | 7,500 | | | | | | | | |
| 75mm | 6,970 | 10,000 | | | | | | | | |
| 100mm | 10,180 | 20,000 | | | | | | | | |

| 湯屋用 | 基本料金 | | 151 m ³ ~ | |
|-----|--------------------------------------|--------|----------------------|-----|
| | 0 m ³ ~150 m ³ | | 現行 | 改定 |
| | 現行 | 改定 | | |
| | 12,830 | 14,000 | 143 | 157 |

◎下水道使用料比較表

| 基本料金 | | 9 m ³ ~10 m ³ | | 11 m ³ ~20 m ³ | | 21 m ³ ~30 m ³ | |
|------------------------------------|-----|-------------------------------------|-----|--------------------------------------|-----|--------------------------------------|-----|
| 0 m ³ ~8 m ³ | | 現行 | 改定 | 現行 | 改定 | 現行 | 改定 |
| 現行 | 改定 | | | | | | |
| 830 | 920 | 122 | 136 | 142 | 159 | 157 | 176 |

| 31 m ³ ~40 m ³ | | 41 m ³ ~50 m ³ | | 51 m ³ ~100 m ³ 51 m ³ ~(改定後) | | 101 m ³ ~ | |
|--------------------------------------|-----|--------------------------------------|-----|---|-----|----------------------|----|
| 現行 | 改定 | 現行 | 改定 | 現行 | 改定 | 現行 | 改定 |
| 173 | 194 | 189 | 212 | 200 | 224 | 205 | — |

※ 湯屋は 30 m³までは同額、31 m³以上は 50 円/m³

◎改定案((1世帯当たり月平均使用水量 20 m³)

| 水道料金 | 改定率 | 改定額 | 値上額 | 収益の収支予測 |
|------|-----|--------|------|----------|
| 現行 | | 3,050円 | | 平成29年度赤字 |
| 改定案① | 7% | 3,340円 | 290円 | 平成30年度赤字 |
| 改定案② | 10% | 3,430円 | 380円 | 平成31年度赤字 |
| 改定案③ | 13% | 3,560円 | 510円 | 平成32年度赤字 |

| 下水道使用料 | 改定率 | 改定額 | 値上額 | 汚水処理経費回収率 |
|--------|-------|--------|------|-----------|
| 現行 | | 2,690円 | | 60.1% |
| 改定案① | 4.3% | 2,810円 | 120円 | 62.5% |
| 改定案② | 8.5% | 2,920円 | 230円 | 65.0% |
| 改定案③ | 11.2% | 3,000円 | 310円 | 66.7% |
| 改定案④ | 12.6% | 3,030円 | 340円 | 67.5% |
| 改定案⑤ | 14.6% | 3,080円 | 390円 | 68.7% |
| 改定案⑥ | 16.7% | 3,140円 | 450円 | 70.0% |